

鯖江市公民館施設使用許可申請書

鯖江市教育委員会

殿

令和 年 月 日

住 所

申請者名

(名称)

電話番号

市外加算について

- 【申請者の住所が市内】
- ☐ 申請団体のメンバーの過半数が鯖江市在住（名簿の提出を求める場合があります）
- 【申請者の住所が市外】
- ☐ 申請団体のメンバーの過半数が鯖江市在住のため、市内料金の適用を希望する（名簿の提出が必要）

次のとおり使用許可を申請します

使 用 目 的 (行 事 の 名 称)		
使 用 の 日 時	年 月 日 () : ~ : まで	
開 始 時 間	時 分から	
使 用 場 所	中河公民館 1階： ☐ 第1会議室 ☐ 第2会議室 ☐ 和室 ☐ 調理実習室 ☐ 図書室 2階： ☐ 大会議室 ☐ 第3会議室 ☐ 第4会議室 ☐ 和室 ☐ 研修室	
	中河農業者トレーニングセンター（体育館） ☐ 個人使用 ☐ 専用使用(A, B, C, Dコート) ☐ 1/4面 (A) ☐ 1/4面 (B) ☐ 1/4面 (C) ☐ 1/4面 (D) ☐ 1/2面 (AB) ☐ 1/2面 (CD) ☐ 3/4面 (A, B, C) ☐ 3/4面 (B, C, D) ☐ 全面 (A, B, C, D)	
附 属 設 備 等 の 使	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合 ()	
空 調 設 備 の 使 用	☐ 有 ☐ 無 ※体育館は空調設備がありません。	
入 場 予 定 人 員	人	
入 場 料	入場料またはこれに類する金銭の徴収の有無および金額 ☐ 有 ☐ 無 金額 (円)	
備 考		
※ 使 用 料 (この欄は施設側が記入)	合計 円	減免適用 8 0 % ・ 1 0 0 %

裏面の注意事項をご確認ください

赤枠内の『市外加算について』と裏面の『注意事項』はご確認いただけましたか？ ☐ はい

【注意事項】

- 1) 使用料は前納ですが、利用者の都合においてキャンセルをした場合は返還いたしません。(鯖江市公民館設置および管理に関する条例第4条に記載)
- 2) 選挙の実施、ウイルス感染状況、自然災害での基地設置等により、事前の通知なく施設の使用を中止する場合があります。その際、予定行事が中止・延期となった場合において利用者に損害が生じても、公民館はいわゆる事業損失補償（キャンセル料等の補償）を行わないため、ご了承の上、申請ください。
- 3) 使用後は清掃を行い、事務所にて利用日誌をご記入ください。
- 4) 施設設備等、棄損した場合には速やかに事務所へご連絡ください。連絡なく棄損箇所が見つかった場合には、今後一切の利用を停止させていただきます。